

第922回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和元年9月5日(木)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 伊東教育長, 伊藤委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員, 小川委員

4 説明のため出席した者

千葉教育次長, 松本教育次長, 布田参事兼総務課長, 大町教育企画室長, 小幡福利課長, 中村教職員課長, 奥山参事兼義務教育課長, 伊藤参事兼高校教育課長, 目黒特別支援教育課長, 相馬施設整備課長, 三浦スポーツ健康課課長補佐, 嘉藤参事兼生涯学習課長, 天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第921回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第922回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊東教育長 小室委員及び小川委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

伊東教育長 6 議事の第1号議案及び第2号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については, 秘密会とする。

秘密会とする案件は, 9の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 専決処分報告

(1) 第369回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者: 千葉教育次長)

「第369回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。資料は, 1ページから4ページまでである。

はじめに, 資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により, 8月9日付けで知事から意見を求められたので議案の内容について御説明申し上げます。

まず, 予算議案であるが, 資料3ページの「第369回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

「1 補正予算の概要」であるが, 一般会計歳出予算のうち, 教育庁関係分として4, 945万円を増額計上しようとするものである。次に, 「2 事業の概要」であるが, 旧宮城県教育研修センター施設の解体設計に要する経費として, 742万1千円を計上している。また, 文部科学省からの委託事業として, いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する研究事業や, 地域との協働による持続可能な未来社会を創造する人材の育成, 長期療養を要する生徒に対する効果的な学習機会の保障のあり方の調査研究に要する経

費として、862万円を計上したほか、石巻北高等学校飯野川校の落雷による災害復旧に要する経費として、3,340万9千円を計上している。

次に、資料4ページを御覧願いたい。予算外議案のうち、条例議案であるが、議題158号議案「いじめ防止対策調査委員会条例の一部を改正する条例」は、調査委員会に臨時委員を設置するため所要の改正を行うものである。また、条例外議案であるが、議第168号議案「工事請負契約の締結について」は、石巻好文館高等学校の校舎等改築工事の工事請負契約の締結について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、8月9日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により御報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) ┃ 質疑なし

(2) 令和2年度使用県立中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について

(説明者：松本教育次長)

「令和2年度使用県立中学校『特別の教科 道徳』の教科用図書の採択について」御説明申し上げます。資料は、5ページから6ページまでである。

県立中学校において使用する教科用図書については、毎年採択することになっているが、原則として4年間同一の教科用図書を採択することが求められており、「特別の教科 道徳」については、昨年度採択し、令和2年度が使用2年目にあたることから、平成30年度に採択した教科書を引き続き採択することとなる。各中学校では、校内に「教科用図書選定調査委員会」を設置し、継続を前提として現在採択している教科書について、今年度実際に授業で使用した上での評価を含め、改めて調査研究を行い、継続使用が適切であるとの報告がなされている。県教育委員会では、各教科の担当指導主事及び有識者からなる「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」を庁内に設置し、担当指導主事が行った教科書及び各中学校からの報告に対する事前審査をもとに、教科書の継続使用について審査を行ったところ、継続使用は妥当であると判断された。

この審査委員会の判断を踏まえ、資料6ページのとおり教科書を採択することし、このことについて教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、8月22日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により御報告する。

なお、「特別の教科 道徳」以外の教科書については、先月の教育委員会定例会で既に採択されている。今後も教科書採択が、採択権者としての責任のもとに、公正かつ適正に実施されるよう努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) ┃ 質疑なし

(3) 令和2年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について

(説明者：松本教育次長)

「令和2年度使用県立高等学校等教科用図書の採択について」御説明申し上げます。資料は、7ページと別冊1及び2となる。

令和2年度に県立の高等学校等で使用する教科用図書については、採択の「基本方針」、「採択基準」等に基づいて、各学校において教科書の調査・研究を行い、生徒や学校の実情に応じて最も適切な教科書を選定し、県教育委員会に報告することとしている。県教育委員会では、各学校から提出された採択希望について各教科の担当指導主事及び有識者からなる「宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会」において審査をし、各学校からの「生徒の主体性を育成する学習活動が展開しやすい」「資料が充実しており、基礎から発展までバランス良く学習できる」等の理由は適切であり、いずれの希望も妥当であると判断した。

この審査委員会の結果を踏まえ、別冊1のとおり教科書を採択することし、このことについて教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、8月29日付けで専決処分したので、

同条第2項の規定により御報告する。

なお、別冊1は採択した教科書を学校別に整理した一覧であり、1ページから37ページまでが高等学校分、38ページから41ページまでが特別支援学校高等部のうち、高等学校に準ずる教育を行っている学校分となる。別冊2は、令和2年度使用の高等学校用教科書目録であり、教科書の発行者の略称、教科書の番号等が記載されている。今後も公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) ┃ 質疑なし

(4) 令和2年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部教科用図書の採択について

(説明者：松本教育次長)

「令和2年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部教科用図書の採択について」御説明申し上げます。資料は、8ページから14ページまでである。

令和2年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する学校教育法第34条第1項及び同法附則第9条の規定による教科用図書については、本県の採択基準に基づき、教育委員会で作成した選定資料を参考として、各特別支援学校で候補となる教科用図書の選定を行った。その後、各学校から提出された採択を希望する教科用図書について、大学教授や各障害種の特別支援学校長で構成された教科用図書採択検討会議において、新学習指導要領との関連、小・中・高の学びの連続性や生涯学習の視点などから審議した結果、令和2年度に使用する教科用図書としていずれも妥当であると判断された。

この審議結果を踏まえ、県教育委員会では資料9ページから14ページのとおり教科書を採択することとし、このことについて教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、8月29日に採択を専決処分したので、同条第2項の規定により御報告する。

なお、資料9ページは採択した教科書を障害種ごとに、資料10ページから14ページは小学部・中学部別に教科書の種目発行者名ごとに整理したものである。今後も公正かつ適正な教科用図書の採択に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) ┃ 質疑なし

10 課長報告等

(1) 令和元年度学校基本調査速報（宮城県）の概要について

(説明者：総務課長)

「令和元年度学校基本調査速報（宮城県）の概要について」御説明申し上げます。資料は、1ページから8ページまでである。

この調査は、統計法に基づき文部科学省が毎年5月1日現在で実施している基幹統計調査であり、先月8日に速報が公表されたので、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の状況を中心に御報告をさせていただきます。

はじめに資料3ページを御覧願いたい。まず、「学校数、学級数、在学者数及び教員数」についてであるが、全体的な傾向として小学校、中学校及び高等学校においては、在学者数は減少傾向にあり、それに伴う学校の統廃合により学校数及び学級数も減少している。これは少子化が大きな要因の1つとして考えられるが、その一方で、特別支援学校については在学者数、学校数ともに増加傾向にある。この学校種ごとの傾向は、全国的に見ても同様となっている。下の「表1」を御覧願いたい。今年度の本県の学校数は、小学校は前年度から2校減少し383校、中学校も前年度から2校減少し207校となった。特別支援学校の1校の増については、宮城県立名取支援学校名取が丘校の開校によるものである。学級数、在学者数、教員数については記載のとおりであるが、在学者数について小学校、中学校ともに昭和23年の調査開始以来、最低の人数となっている。一方で特別支援学校では、10年以上増加傾向が続いており、その要因は特別支援教育に対する理解が進み、特別支援学校に子供を入学させる保護者が増えたことなどによるものと考えられる。全国の数値においても特別支援学校在学者数は過去最多となっている。資料4ページには、各学校種における新

設校、廃止校の状況を掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「図1及び図2」については、小学校及び中学校の1学級当たりの児童生徒数について、平成21年度からの推移を表したものである。小学校はほぼ横ばい、中学校は平成25年度から減少傾向となっている。資料6ページを御覧願いたい。「図3」は、校種別の在学者数について、昭和23年度からの推移を表したものである。先ほども申し上げたが、小学校と中学校では、調査開始以来、過去最低を更新しており、これは、全国の値でも同じ傾向が見られる。

次に、資料7ページを御覧願いたい。中学生の「卒業後の状況」であるが、「表3及び図4」のとおり、進学率は99.1%で、前年度より0.2ポイント下回ったものの、全国平均に比べ0.3ポイント上回っている。残りの0.9%については、就職、専修学校への進学などとなっている。次に、資料8ページを御覧願いたい。高校生の「卒業後の状況」について、「表4並びに図6及び図7」のとおり、大学等への進学率は49.4%で、前年度より0.1ポイント上回っている。全国平均と比べると5.3ポイント下回っており、全国順位は、昨年度と同様で27位となっている。男女別にみると、男子は47.4%で前年度より0.1ポイント上昇、女子は51.4%で前年度と同率となっている。また、就職率は23.1%で、前年度と同率となっており、全国平均に比べ5.4ポイント上回っている。ほかについては、専修学校、各種学校への進学などとなっている。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(2) 県立学校における在校時間調査の結果について

(説明者：福利課長)

「県立学校における在校時間調査の結果について」御説明申し上げる。資料は、9ページから13ページまでである。

はじめに、資料9ページを御覧願いたい。「1 趣旨」であるが、県立学校教職員の在校時間の把握については、健康管理対策を図るため平成24年9月に策定した「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」に基づき、正規の勤務時間外における在校時間の把握を行っているものである。

次に、「2 正規の勤務時間外における月80時間超報告者」について、まず、在校時間の月80時間とは、厚生労働省が定めた心疾患、脳血管疾患による労働災害の認定基準に基づく、医学的検討結果により健康障害のリスクが高まる目安となるものである。(1) 県立高等学校の表の平成30年度の報告者数の欄を御覧願いたい。これは、平成30年度において正規の勤務時間を超えて在校した時間が月80時間を超えたことがある教職員の実人数であり1,438人となっているが、29年度と比較して報告者数、割合ともに減少している。次に(2) 県立中学校における報告者数の増減はない。(3) 県立支援学校については、29年度と比較して報告者数、割合ともに増加しており、年々増加傾向にある。参考まで下段に、35市町村教育委員会の協力のもと、市町村立小中学校における過去3カ年の状況について、まとめたものを掲載している。

次に、資料10ページを御覧願いたい。「3 校種毎の月別80時間超報告者数の傾向」について、このグラフは、平成30年度において月80時間を超えたことがある教職員の月ごとの人数の推移を校種別で表している。県立中学校と県立支援学校については母数が少ないため、下段に再掲している。全体的な傾向としては、夏季休業期間の8月、冬季休業期間の12月、1月は減少する傾向がみられる。特に県立高等学校について、太い点線のグラフを御覧願いたい。5月と10月にピークがみられる。これは部活動の大会が行われる時期であり、その指導従事時間が多くなっているためと思われる。逆に2月がもっとも少なくなっている理由としては、高校入試期間で部活動が制限されることなどが考えられる。

次に、資料11ページを御覧願いたい。「4 主な従事内容」についてであるが、これは、平成30年度において正規の勤務時間を超えて在校した時間が月80時間を超えた教職員について、その従事内容を「部活動・課外活動指導」や「問題作成採点・成績処理」など8項目に区分した中から、主なものを選んで回答があった割合を示したものである。まず、県立高等学校については、「部活動・課外活動指導」の割合が例年と同様に最も高くなっているが、その割合は年々減少傾向にある。ついで「教材研究、教科指導等準備」の割合が高くなっている。県立中学校においては、「教材研究、教科指導等準備」の割合が最も高く、ついで平成29

年度に最も割合が高かった「部活動・課外活動指導」となっている。次に下段の県立支援学校であるが、「その他」の割合が最も高く約半数を占めており、その内容は、危機管理、入試業務、資料作成などである。次に割合が高いのは「教材研究、教科指導等準備」となっている。

次に、資料12ページを御覧願いたい。こちらは市町村立小中学校における主な理由の割合をまとめたものを参考として掲載している。

次に、資料13ページを御覧願いたい。「5 各学校等における在校時間縮減に向けた主な取組状況」と「6 県教育委員会の取り組み」を記載している。県教育委員会としては、中学校・高等学校における正規の勤務時間外における従事内容のうち部活動・課外活動指導の割合は減少傾向にあることから、平成30年3月に策定された「部活動指導での指導ガイドライン」における取り組みが表れてきているものと考えている。今後は、平成31年3月に宮城県教育委員会で策定した「教職員の働き方改革に関する取組方針」に基づき具体的に取り組み、全体的な在校時間の縮減を図っていきたいと考えている。また、「在校時間縮減に向けた取組」、「情報の提供と共有」、「在校時間が長い教職員のケア」などの各取組を行い、今後も引き続き、教職員の健康保持・増進に努めていきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員 県立支援学校において勤務時間外における月80時間超報告者の割合や人数が増加していることについて、資料11ページに掲載されているグラフで確認すると、従事内容のうち「その他」の項目が非常に多くなっている。この「その他」の項目のうち、特に従事内容が多いのは何か。

福利課長 県立支援学校において勤務時間外における月80時間超報告者は55名である。そのうち29名は一般の教員であり、その他の者は通常の授業を担当していない校長、教頭、主幹教諭、養護教諭及び寄宿舎の舎監などであることから、報告する際にグラフに記載している従事内容に分類できない業務を全て「その他」の項目に分類したものと分析している。このことから、「その他」の従事内容については、危機管理や入試業務などであるが、詳しくは分析を行っていない。職種によって「その他」の分類が増えたものと考えている。

小川委員 調査の方法について確認するが、調査の対象者には管理者も含まれるのか。

福利課長 調査の対象者には管理者も含まれる。

小川委員 報告者数のうち管理者以外の一般の教員について増減しているのか傾向を伺いたい。

福利課長 そこまでの分析は行っていない。

伊東教育長 管理職と一般の教職員の業務内容の違いもあるので、その点については今後、分析を進めることにより、より実態を把握できると思う。

小川委員 よくある傾向として、責任感が強い方や能力のある方には仕事が集中するため、業務内容をなかなか減らすことができない。業務内容を減らすと組織が機能しなくなることもあり、業務を無理矢理減らすこともできないことから、そうした職員のサポートをどのようにするか、また責任をどのように分散するかを考えていかないと、根本的な解決には繋がらないと思った。このことから、どのような業務を担当している教職員の時間外勤務が多いのか、より詳細な分析が必要であると思った。

福利課長 委員御指摘のような分析も加えて、在校時間縮減に向けた取組を進めていきたい。

伊藤委員 資料に記載されている調査結果により現状は認識した。調査の趣旨を生かすためには、資料13ページに記載されている県教育委員会の取組を様々な場面で徹底するとともに、小川委員の意見にもあったとおり、さらなる分析や調査を行うことにより、この調査結果がさらに意味を持ち、教職員の負担軽減に繋がることを期待する。

(3) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第1次選考の結果について

(説明者：教職員課長)

「平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第1次選考の結果について」御説明申し上げます。資料は、14ページとなる。

今年度、宮城県単独で実施した採用選考は3年目を迎え、第1次選考の合格発表を8月19日（月）に行った。全受験者1,774名のうち937名を合格とした。受験者に対する1次合格者の倍率は昨年度の2.4倍から本年度は1.9倍になっており、多くの人材の中から人物を重視した採用選考につながるよう考えている。今後、今月5日（木）から7日（土）まで、12日（木）から14日（土）の日程で第2次選考を行い、来月25日（金）の午前10時に最終合格者の発表を行うこととしている。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ） 質疑なし

（4）志教育フォーラム2019の開催について

（説明者：義務教育課長）

「志教育フォーラム2019の開催について」御説明申し上げます。資料は15ページから16ページまでである。

志教育フォーラムは、広く県民に向けて「みやぎの志教育」の理念の普及・啓発と道徳教育の充実を図ることを目的に開催している。今年度は、11月16日（土）に宮城県美術館講堂において開催する。今年度も、宮城県PTA連合会には、志教育の理念や学校が保護者とともに子供たちの志を育むことの重要性を御理解いただき、後援をいただくこととなっている。

資料15ページ「7」の内容を御覧願いたい。第1部の基調講演では、講師に大阪在住のイギリス人女性落語家、ダイアン吉日さんを招き、御講演いただく。ダイアンさんは、イギリス、リバプール出身のグラフィックデザイナーであったが、世界を旅したいとバックパックの旅に出た後、友達に勧められて立ち寄った日本で、華道や茶道をはじめとする日本文化に魅せられ、日本に住むこととなる。その後、故桂枝雀氏と出会い、落語の世界へと進み、今では世界各国で、英語落語を行っている。ダイアンさんからは、落語に興味を持ったきっかけや今日に至った経緯、また、今どのような夢や希望を抱いているかなどお話しいただき、御来場の皆様を励ましていただく。第2部では、ダイアンさんと志教育推進事業指定地区代表児童生徒10名の交流の場を設ける。今年度は、志教育10年目ということもあり、志教育を経験したOB等や、伊藤教育委員にも御登壇いただき、代表児童生徒らと交流しながら、この10年間を振り返り、志教育の理念を県民の皆さんに更に深く御理解いただけるよう工夫していく。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ） 質疑なし

（5）学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果について

（説明者：施設整備課長）

「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果について」御説明申し上げます。資料は、17ページから20ページまでである。

はじめに、資料17ページを御覧願いたい。まず、「1 概要」であるが、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省では、学校施設における組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の安全点検等状況調査を実施し、昨年8月10日に結果を公表した。この度、学校施設におけるブロック塀等の安全点検や安全対策の進捗状況の調査結果が、文部科学省から8月7日に公表されたので、県内の公立学校の調査結果について御報告する。「2 調査対象」であるが、昨年調査でブロック塀等を有している公立学校100校が対象である。「3 調査基準日」及び「4 調査内容」は、記載のとおりである。「5 調査結果」であるが、調査対象校100校のうち、ブロック塀等を撤去し敷地内にブロック塀等がない学校が43校、改修等により安全が確認できた学校が18校、今年度末までに安全対策を完了する予定の学校が7校の合計68校が、今年度中の完了予定も含め安全対策を実施している。残りの32校については、外観点検では安全性に問題はないが、内部の鉄筋など詳しい点検が完了していない学校が30校、来年4月以降に安全対策を実施する予定の

学校が2校となっている。次に、資料18ページを御覧願いたい。「6 今後の対応」であるが、県立学校敷地内のブロック塀等については、原則として全て撤去することとし、今年7月末までに17校中16校のブロック塀等の撤去等対策工事が完了した。残る1校については、現在、重機等が乗り入れできない状況であるが、校舎改築を予定しており、現校舎を解体する令和2年12月以降に撤去する予定である。市町村立学校敷地内の安全性に問題があるブロック塀等については、設置市町村に対して、早期に撤去等を完了するよう働きかけるほか、安全性に問題のあるブロック塀等がなかった市町村も含めて、日常点検や定期点検等を行い、児童・生徒等の安全確保を図るよう働きかけていく。

なお、調査結果の詳細については、19ページ以降に記載しているので、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(6) 平成31年度(令和元年度)公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について

(説明者：施設整備課長)

「平成31年度(令和元年度)公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について」御説明申し上げます。資料は、21ページから29ページまでである。

全国の公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果が、8月9日に文部科学省から公表されたので、県内の公立学校の耐震改修状況について、その概要を御報告する。はじめに、資料21ページを御覧願いたい。「1 構造体の耐震化状況」については、「(1) 非木造」と「(2) 木造」に分けて、直近3か年の推移を全国と比較する形で記載している。今年4月1日現在の県内の耐震化率は、非木造、木造ともに全ての校種で全国平均を上回っている。(1)の非木造のうち、未対策の施設が高等学校で6棟あるが、これは農業系高等学校のガラス温室や畜舎であり、いずれの施設も建築から40年以上経過していることから、今後の利用見込等を踏まえて学校と調整し、必要な対策を講じていく。(2)の木造については、全ての校種で耐震化が完了している。次に、資料22ページを御覧願いたい。「2 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策状況」については、屋内運動場の他、武道場、講堂、屋内プールを対象として、特に、落下防止対策が必要な吊り天井を有する施設と、吊り天井を有しない施設に分けて全国と比較する形で記載している。高等学校の宮城県の吊り天井を有する施設47棟のうち、対策済は27棟で、未対策は20棟となっているが、今年度中に14棟の対策を実施し、残り6棟については、今年度中に設計を行い、来年度対策工事をするとしている。次に、「3 屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策状況」であるが、表の右側に記載の耐震対策実施率のうち、全国と比較して県内の小中学校の実施率が低くなっている。これについては、まずは、早急に耐震点検の実施を促し、非構造部材の状況を確認した上で、必要な耐震対策の実施をするよう関係市町村に働きかけていく。

県教育委員会としては、耐震化100パーセント達成に向け、引き続き県立学校施設の耐震対策について鋭意取り組んで行くとともに、市町村に対して、国の補助制度や県単の「小規模防災機能強化補助事業」を活用するなど、耐震対策の取組を促していく。

なお、調査結果の詳細については、資料23ページ以降に記載しているので、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

1.1 資料(配布のみ)

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) ルルブル親子スポーツフェスタ
- (3) 令和2年度宮城県立中学校入学者選抜募集要項等について
- (4) 第46回東北総合体育大会の結果について
- (5) 令和元年度全国高等学校総合体育大会(南部九州総体)の結果について
- (6) 第73回全国レクリエーション大会in宮城2019について
- (7) 美術館特別展「ストラスブル美術館展」

